

松山市新型コロナウイルス 感染症対策雇用維持助成金 について

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）労政雇用担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6550・FAX (089) 934-1844

◇松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な休業を余儀なくされながらも従業員の雇用維持に努める市内中小企業者を支援するため、国から企業へ支給される雇用調整助成金等に松山市独自で上乗せして助成します。

◇助成対象者

■以下の条件を全て満たすこと

1. 中小企業事業主であって、市内に事業所を有していること（※下表参照）
2. 国の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金を含む）について、愛媛労働局長の支給決定を受けていること
3. 松山市税の滞納がないこと

※中小企業事業主の範囲

| 業種 | 資本金の額 又は 出資の総額 | | 常時使用する 労働者数 |
|--------|----------------------|----|----------------|
| 小売業 | 5千万円以下 | 又は | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | | 300人以下 |

※医療法人や社会福祉法人、NPO法人なども対象です。

◇助成金額

■助成金額算定表

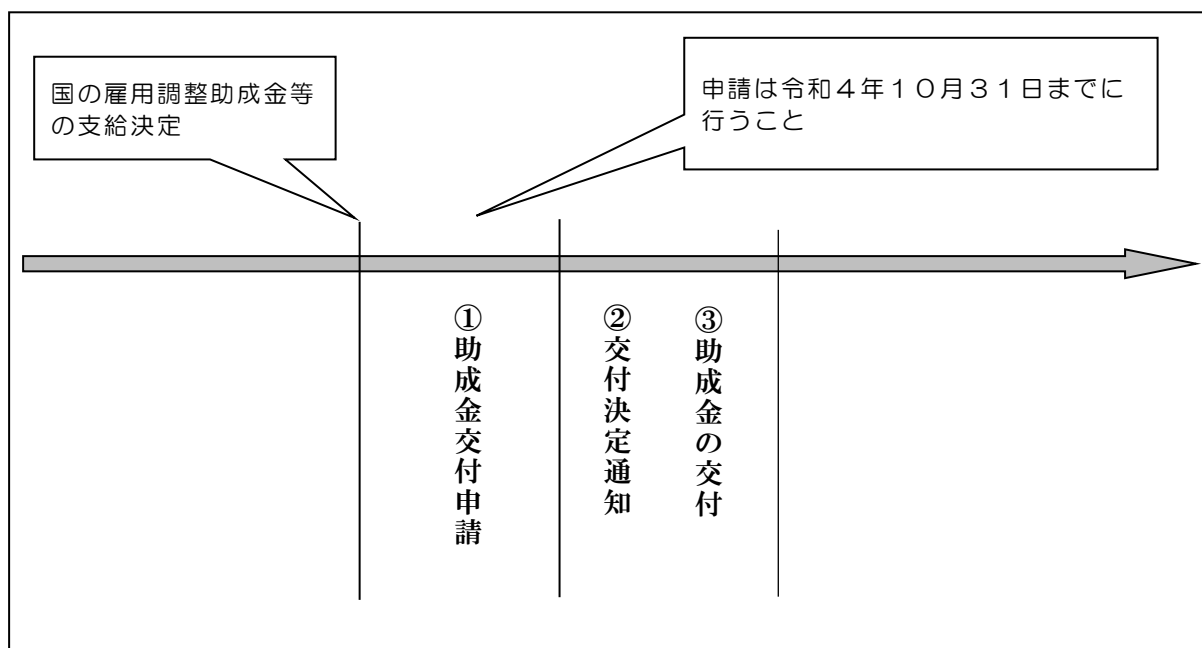
| 国の助成率区分 | 市助成金の額 | 備考 |
|---------|------------------|---------------|
| 4/5の場合 | 国支給決定金額×1/8以内の額 | 休業手当額の1/10に相当 |
| 9/10の場合 | 国支給決定金額×1/18以内の額 | 休業手当額の1/20に相当 |

※国の助成率が10/10の場合は対象ではありません。

※1円未満は切捨て

※1事業者あたり年240万円を限度

◇申請の流れ



①交付申請（国の支給決定後，必要書類を提出してください）

【交付申請に必要な書類】

助成金交付申請書類

- ①松山市新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金交付申請書（様式第1号）
- ②雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し（通知日が令和4年3月1日以降のもの）
※ただし、令和3年度（前年度）に申請し、市からすでに助成しているものは除く。
- ③雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し※2
- ④市税の完納証明書（申請が複数回あるときは，初回申請時のみの提出で可）
- ⑤松山市助成金の算定書
- ⑥請求書

※2③ 国への提出書類の写しとは、

- ・休業等実施計画（変更）届
- ・実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（新型コロナウイルス感染症関係）
- ・（休業等）支給申請書
- ・助成額算定書

場合によっては、これら以外の書類の提出をお願いすることがあります。

②交付決定通知（市から通知します）

③助成金の交付（市から指定口座に入金します）

《留意事項》

- 令和 3 年度（前年度）に申請した中小企業者も完納証明書は新たに必要です。
- 国の交付決定通知書の日付が令和 4 年 3 月 1 日（火曜日）以降の助成金が対象です。
（令和 3 年度中に市から助成した分は除きます）
- 令和 4 年 10 月 31 日（月曜日）までにご申請ください。
- 国の特例期間が決まっている令和 4 年 6 月分までの交付決定が対象です。
令和 4 年 7 月分以降については、国の状況に応じて、改めてご案内します。
- 予算がなくなり次第締め切る場合があります。